2021年4月7日　参議院決算委員会　会議録抄

省庁別審査(1)復興庁、財務省、環境省、金融庁、

株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行の部 質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。ただいまの鋭い質疑の後に立たせていただきます。

　私、最初に原子力防災についてお伺いをしたいと思います。

　東日本大震災並びに福島第一原発の事故から十年が経過しました。原発事故によって大きく変えられた自治体の職員や理事者の証言を書かれた本が発行されていまして、私、先日読まさせていただきました。

　その中に、原発立地自治体と立地自治体から三十キロ以上離れた自治体も実際には全村避難を強いられることになったんですが、こういったところの実際の様子も書かれていましたし、実際に私も、何回かこの間、福島県内のその実際に自治体の職員からお話を聞いてきたこともあります。

　その中で、原発に関する知識や備えがあっても、情報が寸断されたに等しい中で対応に遅れが生じるなど、様々な課題が十年前にはあったことがあります。

　やはり、この知識や備えは重要と感じます。原発立地地域、周辺地域における安全対策を行うためにはということで幾つか質問させていただきます。

　最初には、ちょっと会計検査院への細かい質問になるんですが、指摘事項を見ますと、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金における不当な国庫補助金が指摘されています。この交付金は、原発施設からおおむね三十キロ圏内の区域に空間放射線量を常時測定する簡易型の電子線量を計量するものを設置するものですが、この電子線量計に電源を引き込むための受信用ポール、いわゆる引込み柱ですね、これが三か月程度の短い期間用の臨時的なものであって、腐食による倒壊を避けるため通常使用してはいけないものだったんですが、残念ながらこの臨時的なものとなっていました。

　非常に問題だとは思うんですが、この指摘を受けた、北海道と青森県になりますが、この北海道、青森県としても検査が十分ではなかったと認めていますが、改めてここでお聞きしたいのは、なぜこのような事態となったのかというのと、その後の対応はどうしているのか、お伺いいたします。

○荒木真一　内閣府政策統括官　まず、今般、会計検査院の決算検査報告におきまして、今御指摘の北海道、青森が指摘を受けた事項は、今おっしゃられたとおり、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を通じて整備をした空間放射線量を測定する簡易型の電子線量計等が、常設施設には用いない臨時用の支柱を使用するなどの仕様書の安全強度を満たしていなかったものでございます。

　なお、御指摘の受けた事項でございますけれども、いずれも事業を実施する各道県の責任におきまして既に補修工事を実施済みであり、是正措置が講じられているという状況でございます。

**○岸まきこ**　今回のものは既に業者の過失であったということも分かっておりまして、再工事を行っているので現在は問題がないとは思うんですが、やっぱりこの放射線量の測定というのは重要なものだと感じています。こういったミスが今後起こらないように、改めて国としても責任を持っていただきますようにお願いいたします。

　その放射線量の話なんですが、実際に福島の原発事故のときには、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、ＳＰＥＥＤＩと言われているものですが、このＳＰＥＥＤＩが機能しなかったということがありました。そのため、被災自治体については、本当であればＳＰＥＥＤＩで状況を確認しようと思ったのに、機能がしなかったので海外から情報を得ていたということも言われています。実測数値を使うことを予定をしていたものが全然使えなかったということで、残念ながら、二〇一〇年度までに約百二十億円の国費が投入されていたんですが、実際の事故時には使えなかったということが発覚しました。

　その後、ＳＰＥＥＤＩについては利用しないこととなっていますが、こういったＳＰＥＥＤＩについてはもう使わないのか、諦めたのかというのをお伺いしたいのと、また、こういった万が一事故が起きたときの風や気候の影響などを測定し避難指示を行う際の影響予測については、どういった対策、カバーしていくのかというのをお伺いいたします。

○山田知穂　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官　原子力規制委員会としましては、原子力災害対策指針に基づいて、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断をするに当たっては、ＳＰＥＥＤＩ等による計算結果はしないとしてございます。

　これは、原子力災害発生時において放射性物質の放出時期を事前に予測することは不可能でございますし、また気象予測の不確かさなどによって拡散計算の結果に信頼性はないため、ＳＰＥＥＤＩ等による計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことはかえって被曝のリスクを高めかねないという判断によるものでございます。

　このため、避難等の防護措置の判断に当たっては、原子力発電所周辺にモニタリングポストが設置されておりまして、これにより各地区の放射線量を把握することとしております。また、必要に応じて放射線検出器とＧＰＳを搭載した自動車による走行サーベイを行いまして、位置情報とひも付けて放射線量の連続測定を行うこととしております。こうした緊急時放射線モニタリングを通じて原子力発電所周辺の放射線量の地理的分布を把握すると、こういうこととしてございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　ＳＰＥＥＤＩについては、残念ながら拡散の計測がこれを使ったらかえって混乱がするということで、研究としては使っていくということだと思いますが、できる限り避難するときに支えとなるものというのがこれからも必要だということをお願いいたします。

　次に、事故当時、大熊町にあったオフサイトセンターは残念ながら機能しなかった、まあ停電の問題であったりとかそういったこともありますが。でも、現在も全国各地にあるオフサイトセンターが存在していますが、こういったところは大丈夫なのかというのをお伺いします。

○荒木真一　内閣府政策統括官　御指摘のような東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえまして、平成二十四年にオフサイトセンターの要件を見直しをしたところでございます。

　具体的には、原子力発電所事故に係るオフサイトセンターにつきましては、例えば、発電所との距離について、従前は二十キロメートル以内としていたものを原則五キロより以遠三十キロ以内の範囲へと変更するとともに、衛星電話を含めた通信設備の多重化、それから自然災害の発生に備えた非常用電源等の設置、放射性物質を除去するための空気浄化フィルターの設置など、新たな要件といたしました。また、オフサイトセンターが万一使用できないときのために、三十キロ以遠に代替のオフサイトセンターを確保することとしたところでございます。

　これらに基づきまして、オフサイトセンターの機能を強化して、万一の事故に対応できるようにしているところでございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　なぜこれを確認させていただいているかというと、やっぱりあの事故から十年がたって、なかなか皆さんの記憶からも薄れてきているということもありまして、こういった避難については、どこまで準備すればいいのかというのはあるんですが、定期的にやっぱり見直していく、確認していくというのが重要だと思って質問をさせていただきました。

　次に、原発避難計画の策定についてお伺いをします。

　策定のそのものというよりは、その策定に当たっての周辺のことですが、福島の事故以来、それまで、避難計画の策定は、十キロ圏内から三十キロ圏内の義務付けというのを広げまして、それまで八キロから十キロだったのを十キロから三十キロ圏内まで拡大したというふうになりましたが、現在も九〇％の市町村が策定をしています。

　ただ、この三十キロ圏内でいいのかという問題が残っておりまして、国は三十キロ圏内の自治体には防護服や安定ヨウ素剤であったり放射線測定器の購入費を支援しているところですが、三十キロ圏外の自治体には支援の対象になっていません。

　しかし、風向きによってはどこに影響があるのか分からないのは、あの福島第一原発事故でも明らかでした。五十キロ離れた飯舘村や川俣にも影響があったんです。安定ヨウ素剤や放射線測定器は、少なくとも五十キロ圏内の自治体には必要だと私は考えます。五十キロ圏内の自治体が安定ヨウ素剤を独自に購入した福岡市が、佐賀の玄海原発から五十キロ圏内というところまでは独自でこういったものを購入したということになっています。

　ただ、これ、財政力の違いによってこういった安定ヨウ素剤であったり放射線測定器が買う買わないとなってくると、やっぱりこれ問題だと思うんです。国がやっぱりこの五十キロ、少なくとも五十キロ圏内までは財源措置をすべきではないかと考えますが、このことは国民の安全にも関わってきますので、大臣にお答え願います。

○小泉進次郎　原子力防災担当大臣　岸先生の問題意識は、そのとおりだと思います。福島から、事故から十年たって、決してその教訓を忘れてはならないという観点からのこういった質問をいただいていること、まずは敬意を表したいと思います。

　その上で、今三十キロから五十キロという話がありましたが、国においては、原子力災害対策指針に基づいて、原子力災害対策重点区域であるおおむね三十キロ圏内の自治体に対して、原子力災害時に必要となる安定ヨウ素剤や放射線の測定器などについて、交付金による継続的な財政支援を行っています。

　先生が御指摘の三十キロ圏外から五十キロについては自治体に対する財政支援は行っていませんが、この地域で安定ヨウ素剤や放射線測定器が必要となった場合に備えて、内閣府の原子力防災担当や原子力規制庁などにおいて、それぞれ安定ヨウ素剤や放射線測定器を備蓄整備をしているところであります。

　いずれにしても、原子力防災への備えに終わりとか完璧というものはありませんので、今後も国と関係の自治体が一緒になって、地域の原子力防災体制の充実強化に努めていきたいと考えています。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。

　国の方で備蓄をしているというのはすごく重要だと思うんです。ただ一方で、事故時に果たしてそれを届けることができるか、いち早く届けることができるかというのは、インフラだったり、地震であればインフラの問題だったり、ヘリで届けるということも可能かもしれませんが、なかなか難しいこともあり得るので、やっぱり近隣のところにきちんと、身近なところに常備するのが大事なんじゃないかなと思いますので、引き続き御検討の方をお願いいたします。

　また、避難計画については、自治体が作っただけでは残念ながら機能がしません。住民への周知や実効性が問われてくるものだと考えます。行動確認や知識などの訓練の必要となりますが、実効力を高めるための国の対応についてお伺いします。

○荒木真一　内閣府政策統括官　今御指摘いただきました避難計画の実効性の担保でございます。

　避難計画を含む緊急時対応につきましては、原子力規制庁を含む関係省庁に加えまして、関係自治体等が参画する地域原子力防災協議会におきまして、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定されました原子力災害対策指針等に照らして、まず具体的かつ合理的であることを確認しております。

　一方で、実効性につきましては、継続的な研修や訓練などを通じまして、住民を含めた関係者の対応能力や理解度の維持向上に努めるとともに、訓練の結果等を踏まえ緊急時対応の改善見直しを図ることなどにより、継続的に維持向上させていくものであると考えております。

　原子力防災に終わりや完璧はなく、より実効性のあるものとなるよう、常に改善を続けてまいります。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　引き続き、やっぱり終わりがないというのはそのとおりで、実行力を高めるためには定期的に訓練というものが必要ですし、訓練を行ったらそれでいいのかという、改めというか見直しというのが重要になってくると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

　ここからは環境の方に関わることをお伺いしたいと思うんですが、福島の復興に関わる問題の中に除去土壌などの汚染廃棄物があります。中間貯蔵している汚染廃棄物が住民の帰還の妨げにもなっているのではないかと言われています。中間貯蔵している汚染廃棄物は三十年以内に福島県外に持っていくと、最終処分は福島じゃないんだということをおっしゃられていますが、今後の見通しについて小泉大臣にお伺いします。

○小泉進次郎　環境大臣　見通しということでありますが、最終的には、今、岸先生が御指摘されたように、三十年以内に県外へ最終処分をする、これが法律に基づいている我々と福島県との約束であります。

　じゃ、その約束をどのようにしたら実現が、果たすことができるのかということにおいては、減容化、減らすこと、そして再生利用を進めること、こういったことが重要になってきます。環境省としては、二〇一六年に策定した技術開発戦略、そして工程表、これに基づいて技術開発や実証事業などの再生利用の推進をして、処分場の構造の技術的な検討などを進めているところです。

　また、今年度からは、やはり県外最終処分というものが三十年の約束なんだという事実を、県外の方は、福島県外の方は残念ながら二割しか知らない、そして福島県内でも五割の方、二人に一人しか知らない、こういった調査を受けまして、我々としてはこの理解醸成活動を抜本的に強化しなければいけないと考えています。そういった理解を深める中で、私としては、再生利用が進まなければ前に進みませんから、何とか、難しい課題であることは分かっておりますが、理解を得て前に進めていきたいと、そういうふうに決意をしています。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。

　本当に難しい課題だと思います。県外の方にも理解を求めていかなきゃいけないですし、ただ、やっぱり福島県内の方々だけの問題ではないというのは、本当に強く思っていかないと前に進めることはできないと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

　東日本大震災直後について、節電というものが呼びかけられました。私も北海道に住んでいますが、すごい、北海道でもみんなが節電に向かっていたんですね、当時。ですが、残念ながら、十年たったら全国的に節電とか省エネという観点が少し失われて、少しというか大分失われてきているんではないかと感じることがあります。

　ＣＯ２の排出量が少ない製品への置き換えとかというふうになって、省エネというのは電気の関係で生まれているかもしれませんが、やっぱり消費者とか事業者としての機運というのが、省エネとか節電への機運というのが薄れていると感じるんですが、大臣におかれましては、これまでも福島に寄り添ってきておりますし、環境省としても福島の対応も並行して行ってきています。今は環境省としてこの省エネに向かっていると思うんですが、この節電と省エネについて、改めて小泉大臣のお考えをお聞かせいただけますか。

○小泉進次郎　環境大臣　まず、省エネは、再エネの最大限の活用と併せて、気候変動対策、カーボンニュートラルに向けては非常に重要な要素です。特に、ＩＥＡ、これ国際エネルギー機関の試算においても、世界のカーボンニュートラルの達成時におけるＣＯ２削減貢献量の約一五％がエネルギー効率の向上、つまり省エネで占めると、こういったものも出されていますので、省エネの必要性というのは間違いないというふうに思っています。

　日本においても、これまでにエネルギー消費効率を約四割改善してきたところでありますが、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けては一層の省エネの徹底を図っていくことが必要だと考えています。

　そして、省エネにもつながるのがやはり住宅の断熱化や住宅の脱炭素化、これも非常に重要です。このリフォームの後押しなども環境省もやっていますし、家電の性能比較とか買換えを促進するための情報提供を環境省もやっています。例えば、最も分かりやすい一つはＬＥＤだと思います。ＬＥＤも、今までの白熱電球との価格比較と、あと、長もちがどれぐらいするかというふうに比較をすると、物すごいコスパ高いです。

　例えば、今、白熱電球どれぐらいで売っているかというと、約百円ぐらいですね。ＬＥＤは電球どれぐらいで売っているかというと、商品にもよりますけど、五百円から千円ぐらいのものが多いと。じゃ、長もちは白熱電球とＬＥＤでどれぐらい違うのかというと、何と四十倍です。ですから、同じ白熱電球が四十倍もつんだったら四千円でもいいんですけど、ＬＥＤは五百円から千円ぐらいのものが多いですよね。間違いなくこれは経済的です。

　さらに、家の中で電球が切れたら替えなければいけないあの手間、あれが間違いなく減りますから、改めて、ＬＥＤというのは身近でできる省エネとして非常に分かりやすく、経済的にも家計にも優しい、手間も少ないと、そんなふうにも周知もしっかりやっていかなければいけないなと思います。

**○岸まきこ**　本当に省エネが核になっているんではないかと思うんですね。再エネルギーも大事なんですが、やっぱり省エネによって変わってくると思うんです。

　そういった意味からいうと、やっぱり環境省がこれからの世代へつなぐための役割というのが大きくて、特に子供たちへの環境教育については大臣はどのようにお考えでしょうか。

○小泉進次郎　環境大臣　この子供たちへの環境教育の効果というのは私は物すごく大きいと思います。

　福島県にふたば未来学園中学校・高校というのがあって、私もずっと応援をしているんですけど、去年行きまして、給食を一緒に食べたんですね。

　給食が週一回、ベジタブルマンデーということで、ベジマンデーという日になっているんです。それ何かというと、分かりやすく言うとビーガンなんですけど、ただ、ビーガンと言うといろんな反応も中にはあるということで、植物性たんぱく質のみを出す日、こういった日を給食で設けていて、しかもそれを、部活動をやっている体育会系の生徒たちにも、植物性たんぱく質と動物性たんぱく質はこういうふうに数字で違うんだと、データによっても、心身の育成含めてこういうデータも出ていますということもちゃんと示した上で、週一回、そのベジマンデーをやっているんですね。その給食を考えた先生の話を聞きましたが、食を通じて気候変動とか環境とかそういったものについての思いを持ってもらいたいという熱い思いがありました。

　まさに、こういう食からも変わっていますし、学校の中でも、既に新しい学習指導要領の中にはＳＤＧｓも入るようになりました。私も環境大臣になってから、政治家になってから一番小学生とかから手紙もらっているんじゃないかなというふうに思うぐらい、この若い世代、Ｚ世代と言われる人たちの気候変動や環境に対する思いというのは我々の世代が思う以上のものがあると思いますから、環境省は教育室もありますし、しっかりとその中で必要な連携を文科省とやりながら、この教育の現場から環境を変えていきたいと思います。

　ちなみに、最近は、萩生田文科大臣と連携しまして、全国の百以上の大学の学長たちにオンラインで集まっていただいて、カーボンニュートラルの連合を大学で立ち上げることに合意をできました。広島大学などは、二〇三〇年カーボンニュートラルを宣言をしている。日本の国よりも二十年早いカーボンニュートラル宣言をしているような大学も出てきましたので、そういった取組を後押しする中で、学生たちにもそういう思いが、取組が伝わっていくことを我々としても後押しをしたいと思っています。

**○岸まきこ**　小泉大臣は若者にもとても人気なので、人気だと聞いていますので、是非ともその子供たちに向けた、文科大臣とも連携して取り組んでいただきたいですし、今お話のあった食育を、食を通じてやっていくというのはすごく重要だと思いますので、特に日本は、農業であったり漁業であったり、たくさんの資源がありますので、そういったものと結び付けていくというのは重要だと思いますので、引き続きお願いします。

　それと、先ほど大臣のお話にもあった住宅についてお伺いしますが、いわゆるＺＥＨ、推進していると思いますが、費用の問題であったり、住宅メーカーの、工務店の技術力といった課題があると思いますが、環境庁として具体的に今後どう進めようとしているのかというのと、北海道、東北は寒冷地です。結果的に、日照時間の問題だったり寒さの問題だったり、難しいのではないかと思うんですが、この寒冷地域での脱炭素住宅を進めるためにはどうすべきかというのも改めて大臣にお伺いします。

○小泉進次郎　環境大臣　今御指摘のあったゼロ・エネルギー・ハウス、通称ＺＥＨというふうに言いますが、断熱性能を高めつつ、空調や照明などの設備の高効率化でできる限りの省エネと、太陽光発電などによってエネルギーをつくることができる住宅であると。つまり、エネルギーを消費するよりもエネルギーを使う方が多い若しくはバランスをする、これがゼロ・エネルギー・ハウスですが、一般的な住宅と比べて百八十万円程度の追加的なコストが発生をするということにもなっています。

　環境省では、そのコスト面の負担軽減を図るために、戸建て住宅について、ＺＥＨを新築若しくは改修する場合に一戸当たり六十万円の補助を行うなど、ＺＥＨ化の後押しを行っているところです。

　また、例えば、先生が御地元の北海道など豪雪や寒冷地域においては、雪が屋根から落ちる際の安全性の問題や日照時間が短いといった事情から太陽光パネルの設置が難しいケースがあるなど、住宅の脱炭素化に当たっての課題は間違いなくあると感じています。環境省の支援事業では、各地域の気候風土が異なることを踏まえて、こうした地域についても補助金申請ができるように柔軟な運用としているところです。

　さらに、大手のハウスメーカーでは新築注文戸建て住宅の約五割がＺＥＨとなっている一方で、地域の中小工務店では約一割にとどまっています。中小工務店でＺＥＨの施工が進んでいないことは課題ですから、そういった要因には技術力の問題もありますので、国土交通省において中小工務店の技術力の向上などに取り組まれていると承知をしています。

　また、住宅分野の脱炭素化を進める観点で、三月十九日に新たな住生活基本計画を閣議決定したところであり、住宅の省エネ基準の義務付けや省エネ性能表示に関する規制など、更なる規制の強化、ＺＥＨの普及拡大、既存ストック対策の充実など対策の強化に関するロードマップを策定することなどをこの閣議決定に明記をしています。

　今後、このロードマップ策定のために、国交省、経産省、そして環境省で検討会を開催することにしていますので、そこでしっかりと議論を行って施策につなげていきたいと思います。

**○岸まきこ**　引き続き環境の問題等にも取り組んでいただきますようお願いします。

　時間も限られてきたので、今日は中西副大臣にもお越しいただきました、質問をまとめてさせていただきます。

　まずは一点目ですが、国有財産についてお伺いをします。

　現在、民法九百五十九条で、現在誰も相続されない相続人不在地の土地について、過去三年間で国庫に帰属された実績を教えていただきたいというのが一つと、また現在、この所有者の問題ですね、少子高齢社会によって所有者不明の不動産が社会問題になっています。主に地方で、それまで住んでいた方がお亡くなりになって所有されていた土地や建物を相続する人がいない、相続する必要がないのに売りたくても売れない、結果、管理されずに長年空き家となって放置されるという問題があります。そういったことは、建物の崩壊であったり、不審者が潜伏する場所となったりすることがあるので、今回、その未然の防止策として、法務委員会で所有者不明の土地について国庫で受ける議論が行われる予定になっています。

　ただ、これすごく大事なことなんですが、私自身が市役所の職員で土地の管理をしてきたので分かるんですが、とても地方財務局は大変です。そういったことを考えると、国の定員管理計画はあるものの、地方の財務局の人員増員と予算の拡充は必ず必要と考えますが、今後の見通しと対策、お伺いします。

○中西健治　財務副大臣　岸委員おっしゃられるとおり、この所有者不明土地問題というのは大きな問題になっておりまして、実際に増えているということであります。

　民法の規定に基づいて相続人不存在により国庫に帰属した土地の件数、これ増加傾向、顕著でありまして、二〇一七年度は七十六件、二〇一八年度が百七件、そして二〇一九年度が百七十二件。その前の年、二〇一六年度は三十件でありましたから、大きな増加になっているということだと思います。

　今御紹介ありましたけれども、こうした土地、不動産に対してどうするのかということで、今回、今、国会で御審議いただいていますけれども、相続土地国家帰属法案というものが可決したならば、令和五年度施行ということでありますので、どのような土地がどれぐらいの規模で国庫に帰属するかということは現時点ではちょっと見通せない部分もありますけれども、維持管理、大変になってくると思います。財務局としては、しっかりこの人員を確保した上で、体制強化していきたいと思っております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　副大臣、本当にこの土地の管理は、放っておくと例えば犯罪が起きてしまったりすることがありますので、やっぱりしっかりと管理するための人と予算必要ですので、そのことを申し添えて、質問を終わります。

　ありがとうございました。